

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
企業行動憲章および コンプライアンス基本規程 の策定	日本ユニシスグループはコンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行う。
コンプライアンス委員会の 設置	この実現のため、コンプライアンスを担当する代表取締役と関連コーポレートスタッフ部長等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、その責任者としての代表取締役であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図る。さらに、グループ各社において選任された各社のCCOと連携し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムについても、積極的な展開を図る。
コンプライアンス教育の 実施	コンプライアンスに関する具体的な行動規範を示したコンプライアンスガイドをグループ各社の全役職員を対象に配布・公開するとともに、全役職員に、コンプライアンス基本方針を遵守し法令等に則った行動をする旨の誓約を求める。
	コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、グループ各社の全役職員を対象として、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関するeラーニングや研修会の実施等による継続的な教育・普及活動を行う。
内部通報制度	グループの役職員が業務を行っていく上でのコンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定する。さらに、コンプライアンス委員会事務局への直接の報告・相談ルート（ホットライン）を確立および維持・改善し、コンプライアンス違反による企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する仕組みを構築する。
	ホットライン利用者（通報者）の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
コンプライアンス違反に 対する対応	コンプライアンス違反が発生した場合は、経営トップが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行う。
コンプライアンス体制の 有効性監査	コンプライアンス委員会の活動状況は社長、監査役へ報告されるとともに、取締役会において定期的に報告される。また、内部監査部によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われる。

適正な財務報告を行うための基本方針	「適正な財務報告を行うための基本方針」に則り、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする。

#### 上記体制に関する運用状況

- ・「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」に基づき、役職員のコンプライアンスに関する知識や意識向上のため、eラーニングや各種研修会等の教育・普及活動を実施しています。
- ・ホットライン通報には、迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い再発防止策を講じています。また、ホットライン通報の概要・対応状況については、社長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）および監査役に報告されています。
- ・2015年度は、コンプライアンス委員会を3回開催するとともに、グループの全役職員を対象にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンス体制改善に役立てています。なお、コンプライアンス活動の状況については、取締役会に報告されています。

#### 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存管理規程  
秘密情報の取扱要領

取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存および管理を行う。

- ①株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録ならびにそれらの関連資料
- ②各種委員会その他重要会議の議事の経過およびその関連資料
- ③取締役または執行役員を決議者とする稟議書およびその他重要な社内申請書類
- ④会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関または証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書

情報の保存期間および保存場所等の保存および管理に関する体制については、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規則に定める。

#### 上記体制に関する運用状況

- ・株主総会や取締役会、経営会議等の議事録および稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令および社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されています。

<b>損失の危険の管理に関する規程その他の体制</b>	
日本ユニシスグループの リスク管理システム	<p>損失の危険（リスク）については、社内外の状況の変化に応じ、適宜、リスク管理項目の見直しを行うとともに、社内規程「日本ユニシスグループのリスク管理システム」に基づき、以下の施策を実施する。</p> <p>①各部署は付与された権限の範囲内で、リスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合の対策の策定・対処などのリスク管理を行う。グループ関連組織（団体）の統制リスクについても、リスク管理の対象とする。</p> <p>②全社横断的なリスクやグループ全体のリスクの管理については、リスク管理を担当する役員を委員長とするリスク管理委員会が、グループ経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。</p> <p>③重大なリスクが発生した場合は、社長（または社長が任命した者）を本部長とする経営レベルのリスク対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を実施する。</p>
事業継続活動	<p>事業継続活動については、事業継続推進組織を設置するとともに組織横断的な検討を加えることにより、被害を最小限に食い止め利害関係者への影響を最小化するための事業継続計画（BCP）を策定し、リスクが発生した場合でも迅速かつ的確に対応を図るための体制「事業継続管理（BCM）」へと結び付ける。</p>
ビジネス審査委員会 投資委員会	<p>グループ全体の損益に重大な影響を与える大規模開発案件に対しては、経営レベルが参加するビジネス審査委員会および投資委員会により、提案および実行時における案件の審査を行い、重大なリスクを軽減する。同様に事業型案件の企画・構築・運用に関しても、進行・投資の可否を審査する。</p>
総合セキュリティ委員会	<p>グループ各社の管理下にある重要な情報資産を情報セキュリティの対象とし、総合セキュリティ委員会の設置を行うとともに、グループ情報セキュリティ総合戦略に基づき、情報セキュリティ強化策を策定、実施する。なお、当社およびグループ会社の協力企業に対しても同様に情報管理の徹底を図る。</p>
リスク管理体制の有効性 監査	<p>リスク管理委員会の活動状況は社長、監査役に報告されるとともに、内部監査部により、リスク管理体制の有効性について監査を行う。</p>
<b>上記体制に関する運用状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本ユニシスグループのリスク管理システム」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いています。</li> <li>・リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会およびBCPプロジェクトの活動状況については、経営会議および取締役会において報告されています。</li> </ul>	

### 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会	定時取締役会は毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じ随時開催する。取締役会は、代表取締役および執行役員の仕事執行が効率的かつ適正に行われているかの監督を行う。
執行役員制度	経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図る。
経営会議	業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、全代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。
委員会制度	取締役の仕事執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会（コンプライアンス委員会、CSR委員会、リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、投資委員会、ビジネス審査委員会、情報システム投資委員会等）を置く。
稟議制度	一段組織長の権限を越える案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、意思決定機関（委員会）または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営する。
<b>上記体制に関する運用状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営の監督と執行の分離を進めるため、2015年度より取締役の部門長兼務を廃止しました。</li> <li>・ 経営会議および各種専門委員会における審議および稟議決裁制度により、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っています。</li> </ul>	

<b>当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制</b>	
関係会社管理規程	当社ならびにグループ会社の経営効率の向上および経営理念の統一化を図りグループとしての発展を遂げるために、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対し適切な管理を行う。
主管部署制	グループ会社の自律経営を原則としたうえで、グループ会社に対する主管部署を設け、主管部署は以下の諸事項についてグループ会社に対し適切な管理を行う。 ①個々のグループ会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築、維持する。 ②グループ会社の経営者が適切な水準の内部統制を整備、運用するよう求める。 ③グループ会社の重要なリスクの存在を識別し、これに対応するために継続的な統制を組織的に行う。
取締役、監査役の派遣	グループ各社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は取締役会において派遣先会社の代表取締役、業務を担当する取締役および執行役員の職務執行を監督し、監査役は派遣先会社の監査を行うとともに各監査役は連携し、グループ監査の実効性を高める。
シェアードサービスを活用した内部統制	当社またはグループ会社の専門会社が一括してグループ各社の人事業務、経理業務、総務業務等に関する事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
グループ・コンプライアンス	グループ全体でのコンプライアンス・プログラムについては、グループ各社のCCOが相互連携し、積極的な展開を図るとともに、グループ会社全体の統一したホットライン（内部通報窓口）を設置する。
グループ会社に対する内部監査	当社の内部監査部は、内部監査計画を立案し社長の承認を得た上でグループ会社全体の業務執行状況の内部監査を行う。
<b>上記体制に関する運用状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて、親会社としての適切かつ実効的なグループ会社管理を行っています。</li> <li>・ 子会社・関連会社に対し、当社から取締役および監査役を派遣し、派遣先会社の取締役の職務執行を監督しています。</li> </ul>	

**監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における  
当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役室の設置	当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、室長1名を含む適正な人数の職員を配置する。なお、そのうち1名は原則として専任化する。これらの職員は監査役の指揮命令に従って、監査業務全体を補佐するものとし、これに必要な、適正な知識、能力を有するものとする。
監査役室員の人事	監査役室員の取締役からの独立性を確保するため、監査役室員の人事については、担当取締役が監査役会の同意を得たうえで決定する。
<b>上記体制に関する運用状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査役の職務を専属的に補助する部署として「監査役室」が設置されており、2015年8月からは、監査役室の職員のうち1名を専任とし、監査役職務の補助体制を強化いたしました。</li> <li>・ 監査役室員の人事については監査役会の同意を得た上で決定されています。</li> </ul>	

**監査役への報告に関する体制**

重要会議への出席	監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起することができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席することができる。
重要書類の閲覧	監査役・監査役会には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
監査役（会）への報告	取締役および執行役員は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。
	グループの役職員は、必要に応じ、当社の監査役に対し直接コンプライアンスに関する報告を行うことができる。  監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ内において周知徹底する。
連絡会議の開催	監査役は、定期的に、社長、その他の取締役、執行役員、関連コーポレートスタッフ部長等との連絡会議を開催し、さらに、随時必要に応じ、職員も含め執行部側から、グループ会社に関する事項を含む報告を受けることができる。特に、コンプライアンス関連情報については、CCOとの連絡会を定期的に開催する。

グループ会社監査役との連携	監査役は、主要な関係会社の往査ならびにグループ会社の監査役との日頃の連携および日本ユニシスグループ監査役連絡会を通して、グループ会社管理の状況の監査およびグループ監査の質的向上を図る。
<b>上記体制に関する運用状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しているほか、稟議書等の重要書類が監査役に回付されています。</li> <li>・ 監査役は、社長その他の取締役、執行役員、事業部長等に対し、随時ヒアリングを実施しています。また、CCOとの連絡会を2回開催しました。</li> <li>・ 2016年2月に、監査役への直接の報告相談ルートとして「監査役ホットライン」を開設しました。</li> <li>・ 監査役は、四半期に一度、グループ監査役連絡会を開催し、グループ会社の監査役との情報共有を図っています。</li> </ul>	

<b>その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</b>	
監査役監査の重要性・有用性の認識と、環境の整備	取締役は、監査役職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
内部監査部との連携	監査役・監査役会は、内部統制システムの状況およびリスク評価等を含み、効率的な監査ができるよう、内部監査部と緊密な連携を保つことができる。
監査役監査への協力	監査役・監査役会が必要と認めるときは、代表取締役等と協議のうえ、特定の事項について、内部監査部に調査を求めることができる。また、監査役は、法務部、経理部その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
会計監査人との連携	監査役・監査役会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
監査費用	監査役職責の執行に係る費用については、その費用が監査役職責の執行に必要でない認められたものを除き、当社が負担する。
<b>上記体制に関する運用状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査役会は、四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、会計監査人および内部監査部との連携を図っています。</li> <li>・ 2015年度は、会社法改正およびコーポレートガバナンス・コードの制定を受け、「監査役監査基準」を改定し、改定内容につき取締役会で報告を行いました。</li> <li>・ 監査役職責の執行に係る費用については会社が全て負担しています。</li> </ul>	